

住民主体で福祉のまちづくりを推進する情報交流紙です

よつ葉のクローバー

KIKUSUI 福まち通信



No.85
2018.8.25

菊水地区福祉のまち推進センター運営委員会
札幌市白石区菊水6条4丁目3-10 URL <http://kikusui-net.jp>

“蓄積された災害の教訓”『災害対策基本法』



昭和56年洪水時の豊平川の様子(札幌市HPより転載)



菊水西連合町内会

会長 本田 忠男

「平成30年7月豪雨」と名付けられ甚大な被害に見舞われた西日本一帯の被災地を、猛暑が追い打ちを掛け、厳しい暑さの中で避難者の心労はピークに達していると思われます。逃げる間もなく犠牲となられた方々のご冥福をお祈りすると共に、いまだ安否不明の方々の早期救助と一日も早い復旧・復興ご祈念いたします。

さて政府は、昭和34年9月伊勢湾台風の発生で甚大な被害がもたらされたことから、全国的に「災害対策基本法」制定の機運が高まり、昭和36年に公布されました。その後、災害発生のたびに改正が重ねられ、東日本大震災により大幅な改正が行われました。それまで市区町村が中心の防災対策を、緊急時には国や自治体が代行できる範囲が大幅に拡大されました。また実際に現場で起きている災害対応は、いくら国や自治体とはいえ、目が届かない可能性もあります。

そこで、身近な市区町村にある、公共機関の日本赤十字社・NTT・NHK・JR・電力会社やガス会社…等の他にも、追加公共機関として、ヨーク堂、イオン、コンビニ事業者等により各自防災計画を立て、災害時の役割分担により民官総力で対応するようになりました。また先述の「災害対策基本法」に従い、国、自治体、区、町、村は定期的に「防災会議」を開催し、他地区における被害情報等も教訓に「地域防災計画」に反映、地震や風水害などの種類別に作成し、より細かく予防計画・応急処置計画・復旧や復興計画などが体系化され、発災時は「災害対策本部」を立ち上げ、迅速に対応出来る様に備えるようになりました。更に、それまで緊急時の「避難場所」と、被災者が必要な期間の避難できる「避難所」が区別されていませんでしたが、すべての災害を想定し、安全性を確かめた上で施設をあらかじめ指定することにより、災害時の避難できる場所が多く確保されるようになりました。そして災害時に備え、避難所には各自治体や公共団体により、毛布や衣類、仮設トイレや非常食などの食料などを備蓄することになりました。他にも、自主防災組織に関すること、災害時要配慮者に対する福祉避難スペースや福祉避難所の確保、防災教育、防災訓練、防災に関する予備知識、課題の克服、有識者による講演なども細部に亘り決められています。

「災害対策基本法」は過去の被災を教訓として法制化した、わが国の防災に関する基本となります。国や自治体はもしもの災害発生時の為に、色々な防災対策を考え、全力で私たちを支えてくれます。



「もし大規模災害が起こったら」

Q: 大きな災害が起きて、我が家が危険な状態になつたら?

A: う~ん、地震と水害じゃあ色々と事情が違うので分けて考えてみよう。

Q: それじゃあ、地震が起きて、家の家具などが倒れたり、停電などが起きたら…

A: まず、ガスやストーブなどを消し、小さな火災は自力で消すということだけれど、その前に懐中電灯をすぐ見つかるところに置いておいたり、床に危険なものが散乱しているから、スリッパや靴も一緒にまとめておくことが大事なんだよ。



Q: それから?

A: 大きな声で家族の安否を確認し、家に閉じ込められないように、玄関や窓を開けて避難口を確保することも大切なんだ。

Q: お向かいのおばあちゃんは一人暮らしからちゃんと声をかけなくちゃね。その後どう避難するの?

A: まず一番身近な「一時避難所」に集合するんだよ。この地域は「〇〇公園」になっているね。

Q: 他のところはどうなっているの?

A: 「一時避難所」は主に近くの公園や学校のグラウンドなんだけれども、町内会が独自に近くの民間施設等と協定を結んで一時避難所としているケースもあるんだよ。



Q: どうやって知ればいいの?。

A: 先日配られた「暮らし安全マップ」を見ればおよそわかるなんだけれども、それぞれの町内会でも「防災マップ」や避難マニュアル等をしっかり作って、災害に備えることが大きな課題になってくるね。



Q: その次はどうなるの。よくテレビなどで「避難

勧告 や**避難指示** という言葉を聞くけど、どのように違うの?

A: まず**避難準備** という情報が出るんだけれども、これは「避難に時間を要する人(災害時要援護者及びご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。その他の人には、避難の準備を整えましょう。」ということなんだよ。

Q: それでは**避難勧告** は?

A: 「避難勧告」と**避難指示** の違いは、緊急性の程度が**勧告** より**指示**の方がより強いということなんだけれども、今度の西日本豪雨災害を見ても、移動できるときにはためらわずに行動したほうが助かったケースが多かったみたいだね。ただ、避難場所が遠く、夜の移動が危険だったり、マンションなど比較的堅牢な施設で一時避難している場合には、揺れが収まり明るくなつてから移動したほうが安全な場合もあるよ。その場合は決して個人で判断せずに、町内会単位など、集団で行動したほうがより安全かな。

Q: 避難場所にもいろいろ種類があるようだけれど…?

A: まず一時的に安全を確保するのが**一時避難所** で、提携施設などの例外を除いては公園や学校のグラウンドなど屋外の場合が多いんだ。次に一時的に避難者を収容する**指定(地域)避難場所** があり、菊水では「やよい児童会館・菊水地区会館・札幌東高校・菊水上町会館」が指定されているよ。





ただ、これも備蓄品などの関係で一定期間が過ぎたら「**指定緊急(基幹)避難所く東橋小学校・幌東小学校・上白石小学校・幌東中学校**」に移動しなくちゃならないんだよ。これらの施設は「札幌市が指定し、基幹となる避難所で想定する最大の避難者数を収容する施設」なんだけれども、代替の施設(復興住宅など)が保証されるまでは、多くの災害のときのような避難所生活も覚悟しなくてはいけないんだよ。

Q:でも、被害の程度によっては一時避難で済んだり、地域避難場所で一夜を過ごし、明るくなつてから家に戻る、ということを考えられるのよね。

A:そろそろ、その場合でも避難してきたときのように個人の判断ではなく、町内会単位で行動することが肝心だよね。

Q:地震のときはこれでなんとなくわかったような気がするけれど、水害の場合はどうなの?

A:水害の場合は、雨の情報をテレビやラジオ等でしっかり確認しておくことが大切だね。

Q:注意報・警報・特別警報?

A:それと、今回の災害でもよく耳にした「今まで経験したことのない大雨」。

Q:豊平川の堤防が決壊したことは今までにあるのかしら?

A:鴨々川のあたりで決壊したこともあるし、豊平橋が流出したり、東橋も、今の立派な鉄骨橋になる前には何度も被害を受けていたと聞くよ。



①中央部が流出した東橋(1949)

Q:でも、豊平川には豊平峡ダムと定山渓ダムがあるから安心なんでしょう?

A:ところが豊平川って思っているよりかなり勾配がきつく、100万都市の真ん中を流れる川としては珍しくらいの急流らしいよ。



②激流で橋脚が洗われる幌平橋(昭和56水害)

Q:そういうえば、30数年前の昭和56年には、河川敷に川の水が溢れ、幌平橋が洗われそうになった記憶があるわ。

A:豊平川は上流からの土砂の流出が結構あるようで、短期間に大量の雨が降ると危険だと言われているようだよ。それに、雪解け時期なんか、河川敷にある排雪場の雪が一気に溶け出したりしたら、上流にダムがあるからといって絶対安心とは言い切れないよ。

Q:それに56水害のときは、上流のマンションの土台がむき出しになつた



③激流に洗われ土台部分がえぐりとられ、基礎部分までが洗い流された真駒内のマンション(昭和56水害)

りして、もし倒壊したりしていたら、瓦礫も流れてくるだろうし、恐ろしかったわ。

A:確かにかなり怖かったね。

幸い菊水は平坦で崖地がないので、山からの土砂崩れの心配はないと思うけれども、今回の西日本の場合も、流木や瓦礫が橋桁にたまり、ダムのようになって川の水が溢れ出したケースもあったようだけれど、これが豊平橋や一条橋・水穂大橋だったら本当に怖いよね。

Q:大雨の場合も、経験を過信せず、気象情報をしっかり確認し、暗くならないうちに早めの準備・行動が大切だということよね。

A:そのとおり。雨の場合はいきなり停電とかはめつたにないから、情報をしっかり確認し、近所や町内会の人たちと情報を共有し、落ち着いて行動することが大切だということさ。やっぱり日頃から家族や町内会でこのような話をすることが大切なんだろうね。ところで、この町内会の防災に対する取り組みはどうなっているのだろう?早速、町内会長さんや役員の方に相談・確認しなくっちゃ。

※本文中使用の①～③の写真は、日本地質学会北海道支部2014サッポロ巡検「豊平川の洪水」より転載しました。
http://www.ricen.hokkaido-c.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=4567



笑いあり、踊って唄って、楽しいひとときを満喫!!



7月20日、菊水地区会館において『菊水地区ふれあい交流会』が開催されました。恒例の「菊子さん劇場」は『菊子さん!地域で支えられる?の巻』。おなじみ菊子さんが、町内会のお友達や若者やボランティアの助けもあり、何とか菊子さんらしく幸せな独り暮らしの生活を送る、という、心温まるストーリー。劇団の皆さんのが熱演で会場も大いに盛り上りました。引き続き、大高一郎さんの「演歌体操」で健康な汗を流し、お昼は「ふれあい弁当」で舌鼓。午後からは「チームどんどんこどん」による腹話術・マジック・皿回しや、アコーディオンの演奏に合わせて楽しく合唱。一般参加者94名を含む約150余名の皆様が集い、和気あいあいとしたひと時を満喫しました。



福祉除雪事業「地域協力員」募集

高齢者や障がいのある方などの除雪を支援する
「地域協力員」を募集します。

- 活動内容 道路に面した間口部分(幅約1.5m)と敷地内の間口から玄関先までの通路部分(幅約80cm)の除雪。
- 活動日 12月1日(土)~平成31年3月25日(月)のうち、札幌市による道路除雪が行われた日の午前中。
- 募集対象 期間中活動が可能な個人、企業、団体など、どなたでもご参加いただけます。
- 活動費 1シーズンを通じてご協力いただいた方には、活動終了後、1世帯につき21,000円の協力員活動費をお支払いします。
- お申込み 10月4日(木)までに
白石区社会福祉協議会(861-3700)へお申込み下さい。

菊水地区健康増進フェア

～ごあんない～

おたのしみ、秋の健康増進フェアは下記の日程で開催されます。

と き: 11月15日(木)

10:00~14:00

ところ: 菊水地区会館

プログラム

- 菊子さん劇場
- 演歌体操(予定)
- 血圧測定・頭脳体操
- 昼 食
- 演 芸

